

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成27年4月～6月）

平成27年4月～6月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
4月7日	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件第1回審問期日	東京
4月9日	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東京
4月22日	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件第4回審問期日	東京
4月24日	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件第2回審問期日	東京
4月28日	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東京
5月25日	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件第1回審問期日	東京
5月29日	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件第1回職権調停期日	東京
6月2日	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成27年4月～6月）

受付事件の概要

郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件
（平成27年（ゲ）第2号事件）平成27年4月13日受付

申請人に生じている頭重感や目眩などの肉体的苦痛及びふさぎこみや気力が沸かないなどの精神的苦痛は、被申請人が経営する店舗に設置している空調用室外機と冷凍用室外機から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 2 事件) 平成 27 年 5 月 28 日受付

申請人は、自ら賃貸及び管理業務を行っている店舗共同住宅の居住者から、被申請人が営業する鉄道騒音障害により会話や安眠等の日常生活が妨げられるとの苦情を度々受け、居住者との信頼関係を大きく損なった。また、近隣共同住宅の家賃と比較して家賃を安くしても仲介業者は募集をためらい、長期間、未入居状態が続き、申請人の財務状況は悪化した。このため、過去 3 期分の入居状況及び空家による未収入による損失額として、被申請人に対し、損害賠償金 130 万 3,000 円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成 25 年 (ゲ) 第 13 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 11 月 7 日、滋賀県高島市の住民 1 人から、国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の土地の地盤が沈下し、建物の傾斜が発生したのは、被申請人が設置した散水融雪設備の稼働によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、散水融雪設備の稼働と地盤沈下被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めましたが、平成 27 年 5 月 14 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 3 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 2 月 6 日、神奈川県座間市の住民 2 人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の工場は、平日午前 7 時前頃から午後 9 時過ぎ頃まで、さらに、土曜、日曜、祭日も作業をし、工場内の機械から騒音、振動を発生させている。これにより、申請人らは、精神的、肉体的苦痛を受けており、また、騒音、振動対策のための防音フェンスや二重サッシの設置等の費用が必要であるとして、被申請人に対し、申請人 A に対し 349 万 9,000 円、申請人 B に対し 100 万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 5 月 29 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 (平成 25 年（セ）第 17 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 7 月 18 日、千葉県千葉市の住民 1 人から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、近隣の電気機関車の車庫への入出庫時に発生する騒音及び振動によって、会話の聞き取り等に不自由を感じ、また、居住家屋に揺れ・きしみが生じ、精神的苦痛を受け、壁にひび割れが生じる等の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 461 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第 42 条の 12 第 3 項の規定に基づき、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 5 月 29 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第18号事件・平成27年(調)第3号事件)

1 事件の概要

平成25年7月25日、千葉県木更津市の賃貸用建物家主4人から、飲食店経営者等5人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らの店舗は、カラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、周辺住民に多大な迷惑をかけている。申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主として不法行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けている。また、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けている。これを慰謝するため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年5月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成27年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年5月29日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第11号事件)

1 事件の概要

平成26年9月26日、愛知県田原市の住民1人から発電事業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する著しい騒音により、申請人は、睡眠不足に悩まされ、ホテルへの避難や二重サッシの設置及びアパートを借りるに至るなど精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 26 年 12 月 15 日、公害紛争処理法第 42 条の 26 第 2 項の規定に基づき、裁定手続を中止するとの決定を行いました。

その後、平成 27 年 6 月 4 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。